

防災計画修正箇所

| 番号 | 頁 | 項目 | 質問・要望者 | 意見・要望等 | 変更状況 |
|----|-----|------------------------------------|--------------|---|--|
| 1 | 巻頭 | 配備動員表 | | | 各災害事象に関する職員参集基準について、本市防災計画、県防災計画を参考とし、一覧表化した。 |
| 2 | 4 | 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置 | 国交省倉吉河川国道事務所 | (2)中国地方整備局の担当部署について、境港湾事務所を追加して欲しい。 | 指摘のとおり、境港湾事務所を追加した。 |
| 3 | 7 | 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置 | 西日本高速道路(株) | (10)日本高速道路(株)の役割について、当社は散水車を所有していることから、項目に「散水車による給水業務」を加えてもらいたい。 | 要望のとおり、「散水車による応援給水業務」を付け加えた。 |
| 4 | 61 | 災害時における緊急輸送の協力に関する協定書(資料1-27) | | | 本年2月10日、本市と鳥取県トラック協会が「災害時における緊急輸送の協力に関する協定」を結んだことから、同協定を掲載した。 |
| 5 | 96 | 通信情報計画 | | | (4)警報等の地域細分について、本年5月27日から気象庁が発表する警報区分について、各市町村単位で発表されることに伴い、「気象等の予報及び警報を各市町村ごとに発表する」旨の記載を記載した。 |
| 6 | 107 | 通信情報計画 | 西部総合事務所 | 9 災害情報伝達計画について、被害の全てを西部総合事務所県民局に報告する旨記載されているが、県防災計画によれば、一般被害は県民局に報告し、実施部被害について関係課に報告する旨記載されている。この点について変更願いたい。 | 指摘のとおり、同項目について「一般被害については、県西部総合事務所県民局を通じて報告するものとし、実施部被害については、県西部総合事務所所管課に対し報告するものとする」と変更した。 |
| 7 | 126 | 避難勧告の伝達方法 | | | 本年4月から鳥取県が気象状況等を配信するメールシステムを運用開始したことから、本市における情報伝達手段として当該「県トリピー安心メール」を追加した。 |
| 8 | 190 | 緊急輸送道路の整備 | | | 本市内における緊急輸送道路について記載した。 |
| 9 | 299 | 海上災害等対策計画、河川湖沼等の水質汚濁時の応急対策計画 | 国交省日野川河川事務所 | 水質汚濁の緊急連絡網について掲載していただきたい。 | 要望のとおり、同事務所から提出を受けた「日野川水系水質汚濁防止連絡協議会緊急連絡網」を掲載した。 |
| 10 | 311 | 危険物に対する災害防止及び災害発生時における事故対策 | 米子消防署 | 同章に記載されている「鳥取県西部圏域危険物事故対策協議会」について、既に廃止されていることから削除願いたい。 | 要望のとおり、削除 |

防災計画修正箇所

| 番号 | 頁 | 項目 | 質問・要望者 | 意見・要望等 | 変更状況 |
|-------------------------------------|-----|-------------------|-------------|---|--|
| 11 | 407 | 配備編成計画(資料2 - 4) | | | 機構改正に伴い、本市における配備編成計画を修正・変更した |
| 12 | 442 | 避難予定施設(資料2 - 21) | | | 避難予定施設について、本年4月、洪水ハザードマップのデータ処理が終了したことから、避難施設の浸水深データを追記した表を作成し、掲載した。 |
| 13 | 454 | 災害時要援護者利用施設の浸水想定表 | 国交省日野川河川事務所 | 水防法第15条に規定されている災害時要援護者利用施設の名称・所在地等について掲載していただきたい。 | 要望のとおり、平成22年4月に本市におけるハザードマップのデータ処理等が終了したことから、本市内における「災害時要援護者利用施設」をとりまとめ、同施設の名称・所在地・最大浸水深を掲載した。 |
| パブリックコメント(平成22年3月1日～31日まで募集)・・・意見なし | | | | | |
| 防災よなご・・・市民向けに改定予定 | | | | | |
| 洪水ハザードマップ・・・平成22年6月各戸配布予定 | | | | | |